



# 電気通信事業分野における 公正な競争の確保の在り方について

令和6年1月24日  
事務局

# 目次

<b>1. 通信市場の現状</b>	・ ・ ・ ・	<b>3</b>
<b>2. NTTの現状</b>	・ ・ ・ ・	<b>11</b>
<b>3. 公正競争確保の枠組み</b>	・ ・ ・ ・	<b>17</b>
<b>(1) NTT法の枠組み</b>	・ ・ ・ ・	<b>19</b>
<b>(2) 電気通信事業法の枠組み</b>	・ ・ ・ ・	<b>26</b>

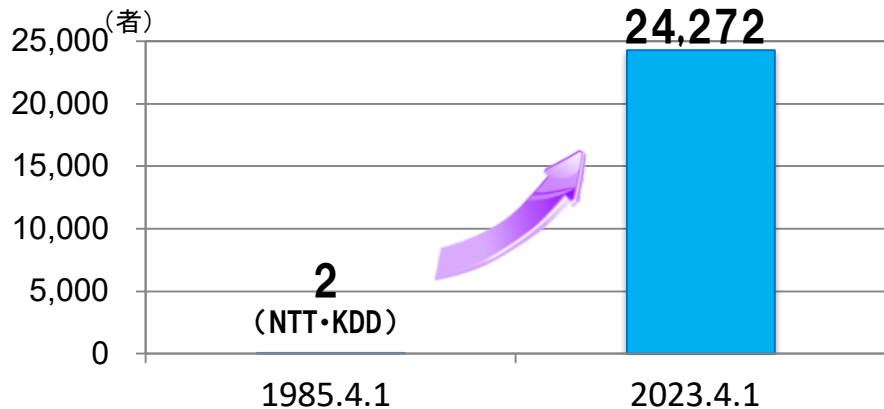
<b>1. 通信市場の現状</b>	• • • •	<b>3</b>
2. NTTの現状	• • • •	11
3. 公正競争確保の枠組み	• • • •	17
(1) NTT法の枠組み	• • • •	19
(2) 電気通信事業法の枠組み	• • • •	26

# 電電公社民営化・通信市場自由化以降の主な変化

- 1985年の電電公社民営化・通信市場自由化以降、**2.4万超の事業者が参入し、市場規模も5倍超**に拡大。
- **料金の低廉化**が進むとともに、技術革新によりモバイル・IP・ブロードバンド等の**多様なサービス**が拡大。

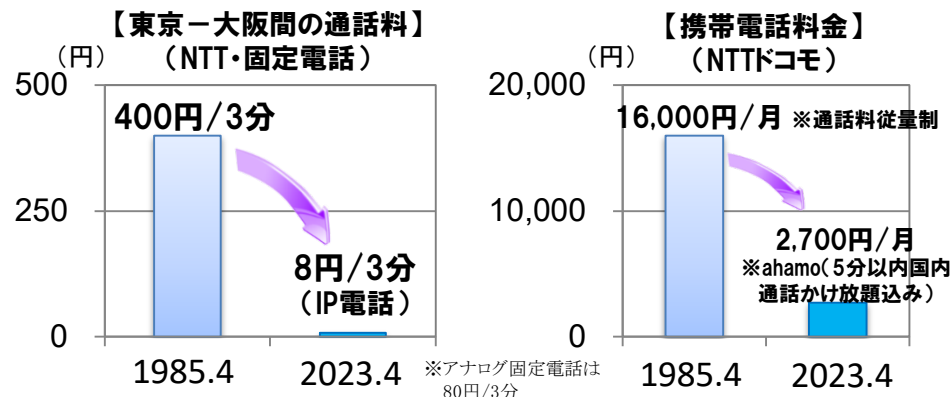
## 事業者数の増加

事業者数は、競争原理の導入以降、大幅に増加



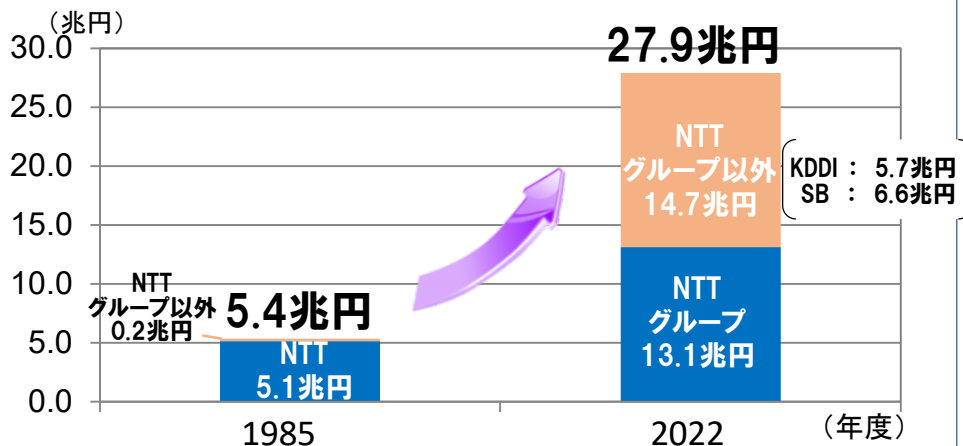
## 料金の低廉化

新規参入・事業者間競争により、料金の低廉化が進展



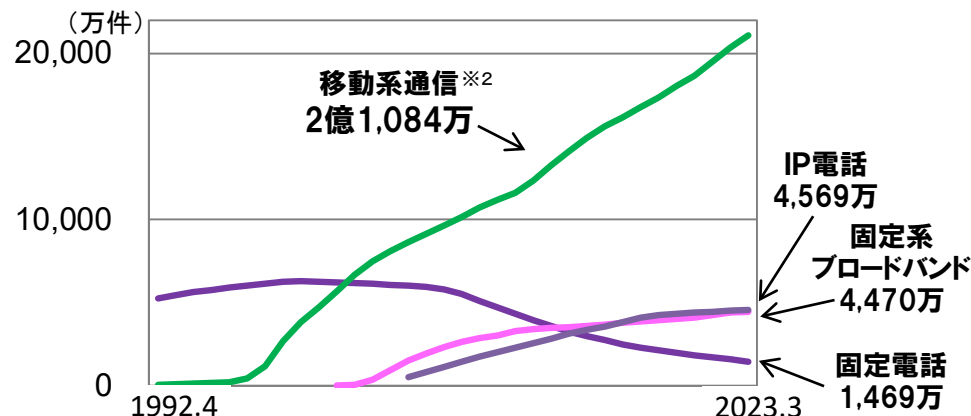
## 売上高の増加

主要な事業者の売上高は、約5倍に拡大



## サービスの多様化・通信速度の向上

移動系通信や固定系ブロードバンド※1等の多様なサービスが拡大

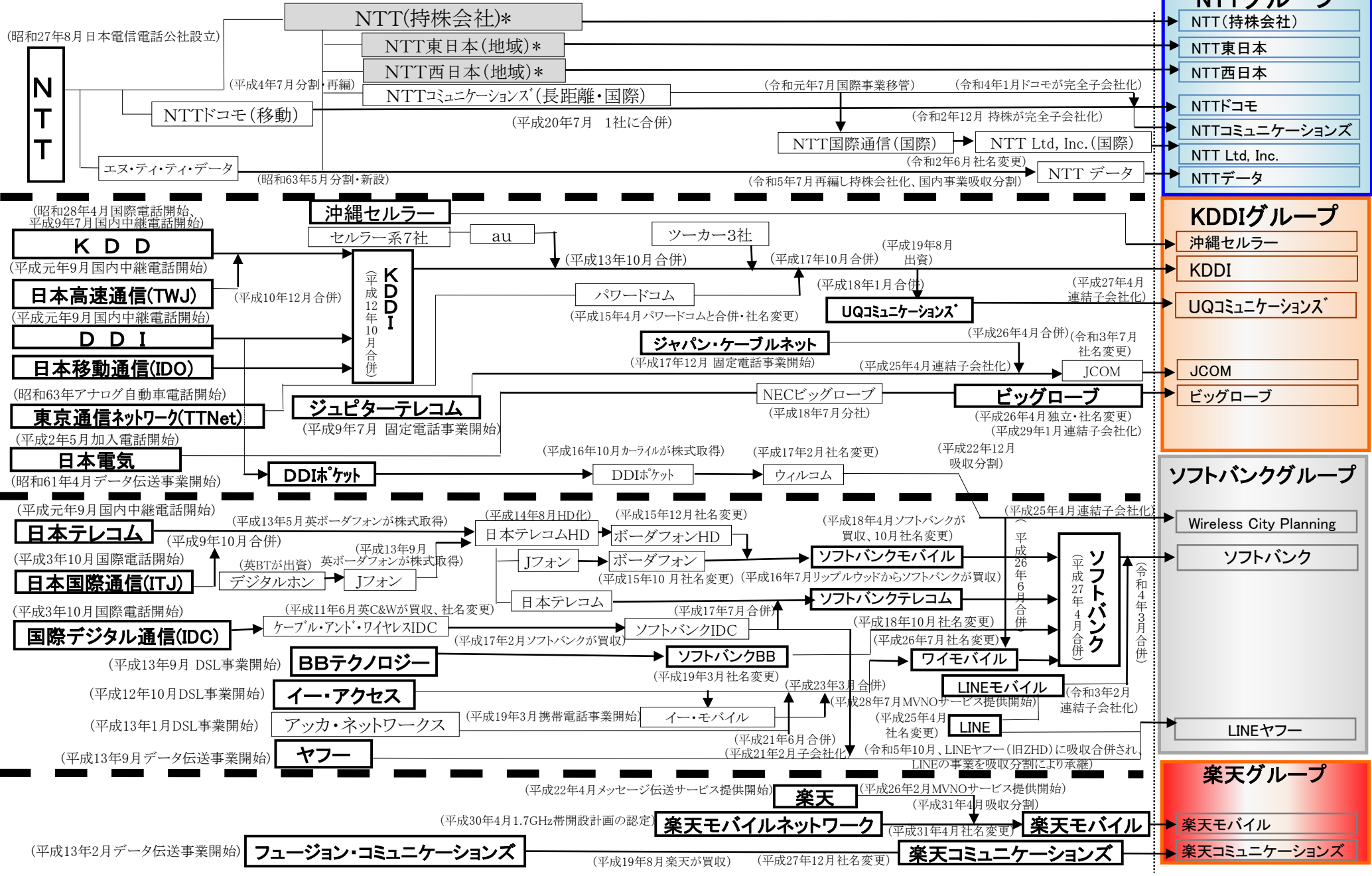


※1 ブロードバンド:ブロードバンドネットワークの略。高速で大容量の情報が送受信できる通信網  
 ※2 移動系通信は、2013年度第2四半期以降グループ内取引調整後の契約数、2013年度第4四半期以降は携帯電話、PHSに加えBWAを含む契約数

# 国内通信業界の変遷

[昭和60年4月 民営化]

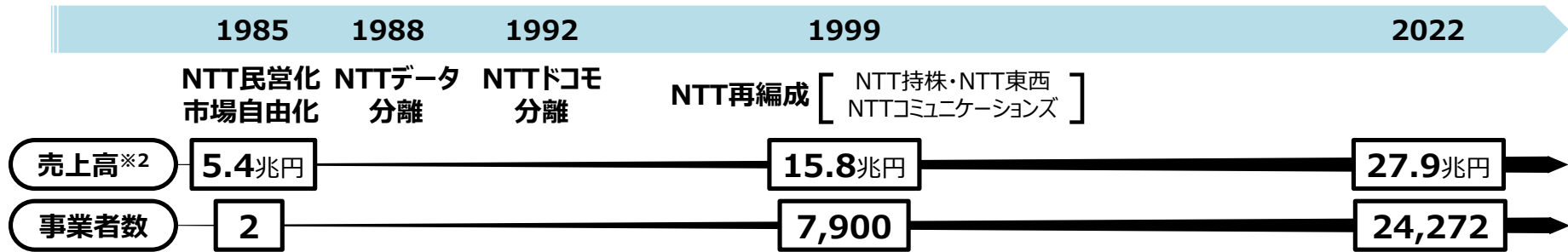
[平成11年7月 分割・再編]



# 固定通信市場と移動通信市場の動向

- **固定通信市場**では、IP化・ブロードバンド化の進展の中でも、**NTT東西の回線シェアが依然として高い。**
- **移動通信市場**は市場拡大に伴い、MVNO※<sup>1</sup>を含む多様なプレーヤーによる**競争が進展。**

※<sup>1</sup> MNO（電波の割当てを受けて移動通信サービスを提供する事業者）から通信回線を借り受ける等して、移動通信サービスを提供する事業者。



移動通信

契約数シェア

NTTドコモ	約60%
その他	約40%
合計：171万契約	

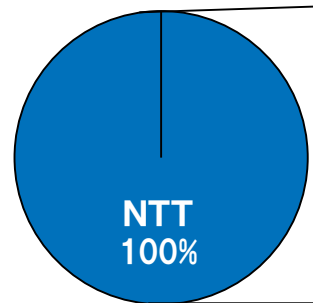
NTTドコモ	約58%
その他	約42%
合計：4,153万契約	

NTTドコモ	約36%
KDDIグループ	約27%
ソフトバンクグループ	約21%
楽天モバイル	約2%
MVNO	約14%
合計：2億1,084万契約	

移動通信サービスの提供には  
光ファイバの利用が不可欠

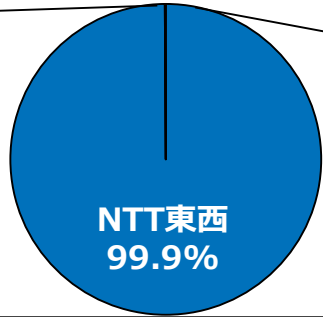
固定通信

[回線数シェア (メタル回線)]



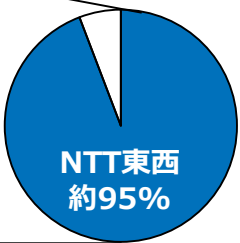
合計：4,549万回線

[回線数シェア (メタル回線)]



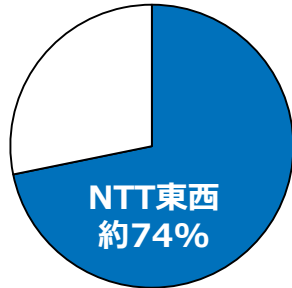
合計：5,729万回線

[回線数シェア (メタル回線)]



合計：1,730万回線

[回線数シェア (光ファイバ)]

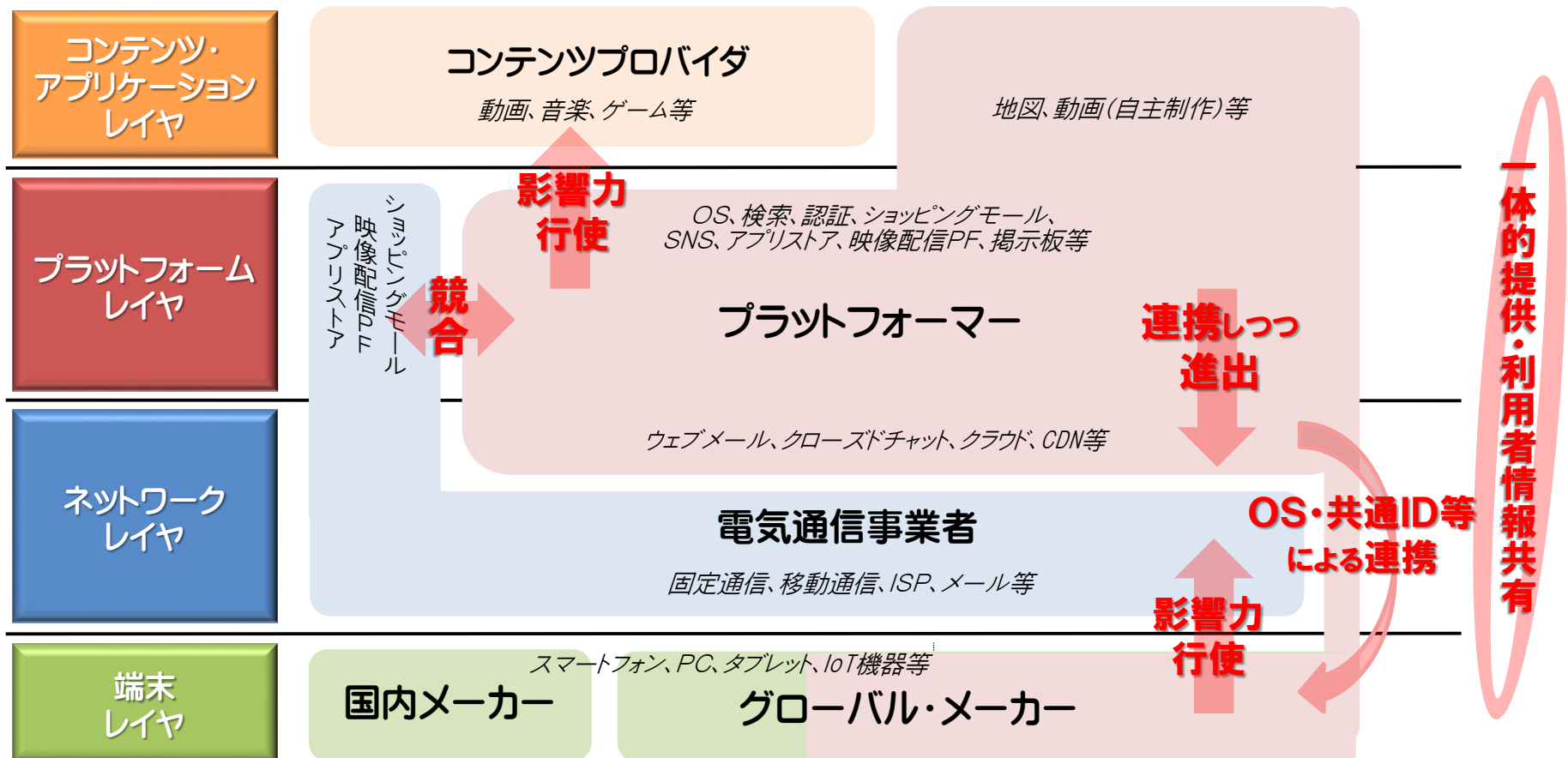


合計：2,814万回線

※<sup>2</sup> 主要な電気通信事業者の売上高の合計

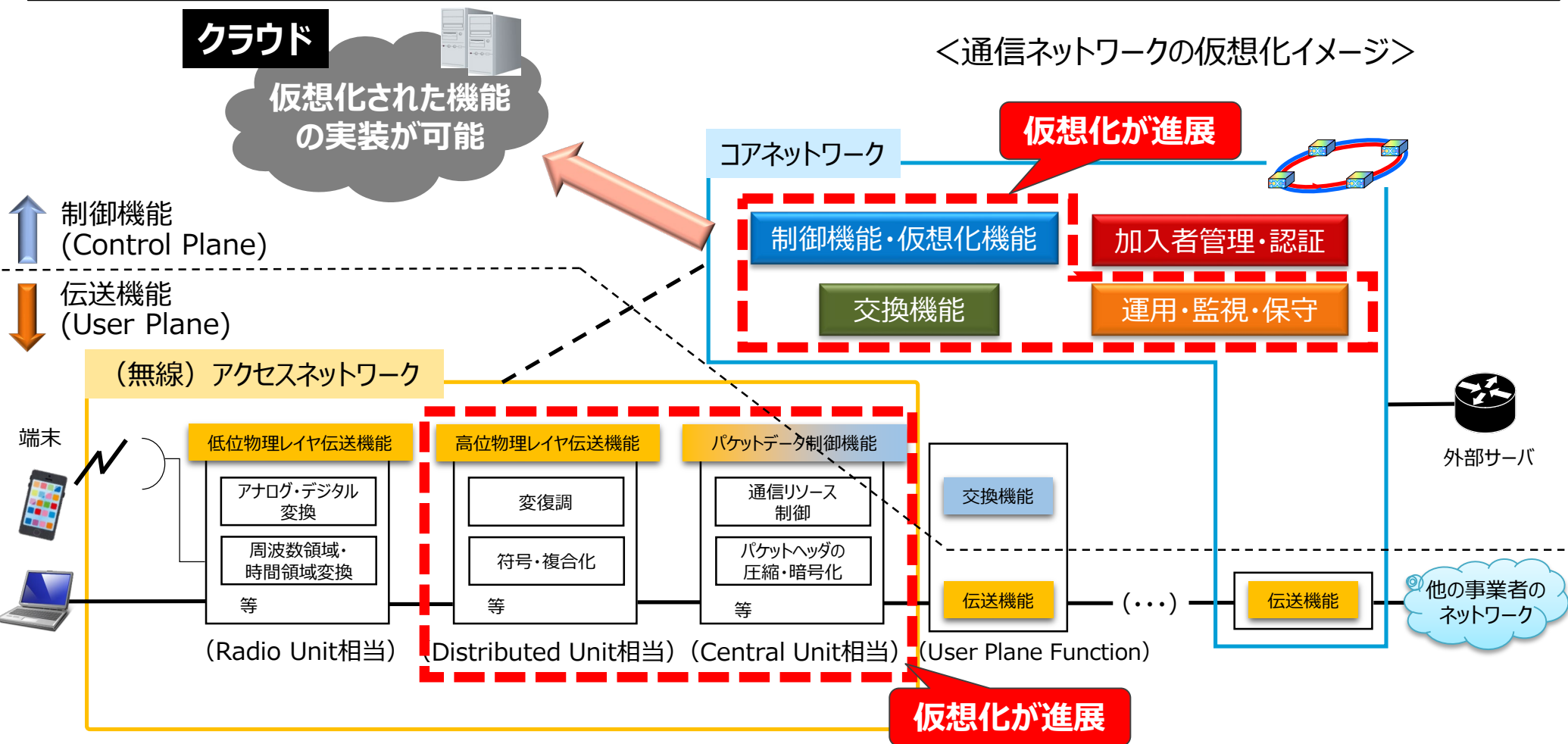
(出典) 総務省「情報通信白書」(各年度版)より作成

- 近年では、海外プラットフォームが、コンテンツ・アプリケーションやネットワーク、端末の各レイヤに進出。端末・プラットフォーム・コンテンツをレイヤを超えて一体的に提供する等、各レイヤへの影響力も拡大。
- 仮想化・クラウド化等の進展により、ネットワーク機器の汎用化・ソフトウェアによる制御が進むと、プラットフォームのネットワークレイヤに対する影響力が拡大する可能性がある。



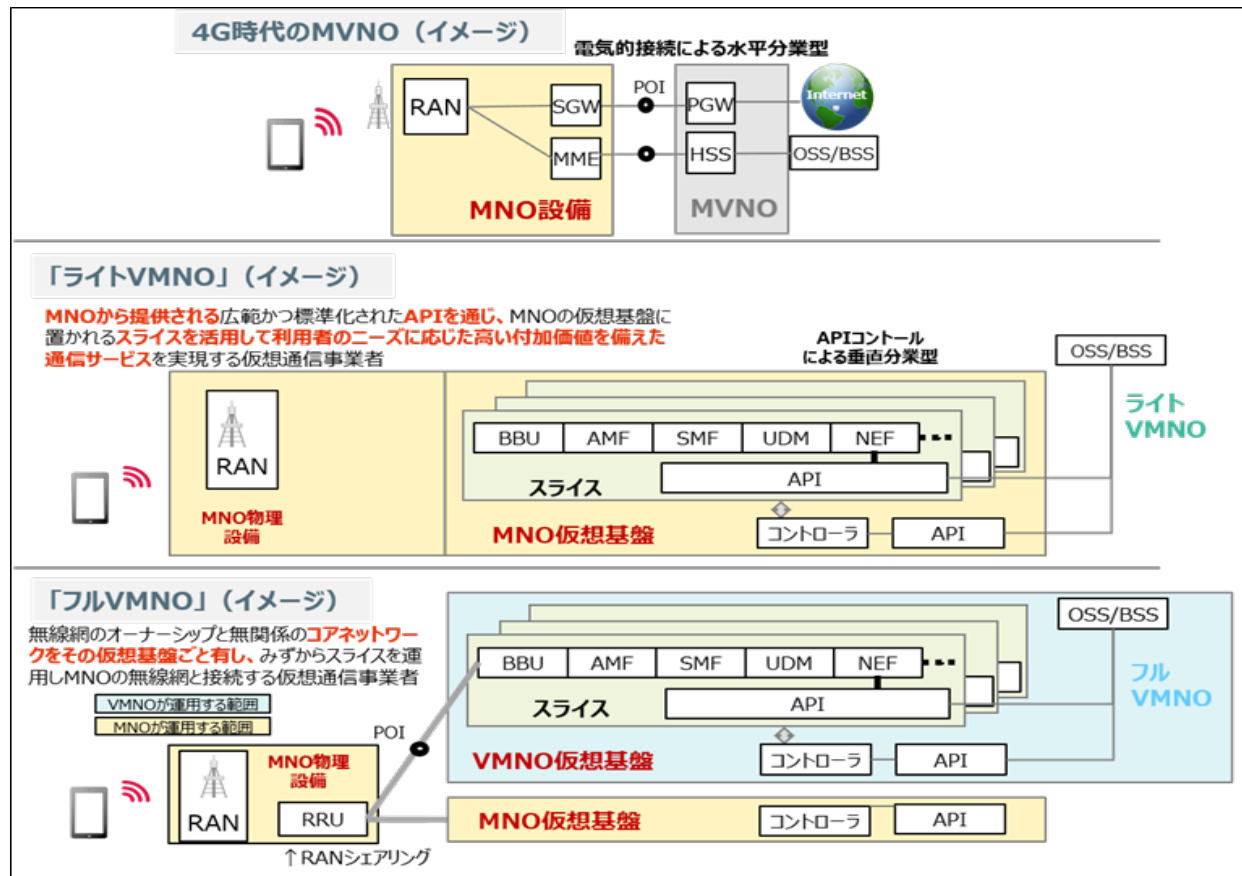
※NTTの研究開発費(2020年度で2,326億円)に対し、米中韓の巨大企業の研究開発費が一桁上回る等、グローバルな競争環境が熾烈な状況になっている。

- 仮想化技術※等の進展により、コアネットワークの重要な**制御機能**やアクセスネットワークの**伝送機能等の仮想化が進展**。  
 ※ 複数のハードウェア（サーバー、OS、CPU、メモリー、ネットワーク等）をソフトウェアで統合・再現することによって、物理的な制限にとらわれず、自由なスケールでハードウェアを利用する技術
- 外国では、**仮想化した機能のクラウドへの移管**や**クラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が実現**。
- 仮想化等により、**設備と機能との分離**、**物理的な接続点が存在しない形で他社設備を利用するような形態等**が進展するため、**機能の提供の在り方や、機能と切り離れた設備の提供の在り方等**が課題として生ずることとなる。





- 5Gは、NSA方式（4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局を連携させて動作させる方式）から、**SA方式**（4Gのコアネットワークから独立した5Gのコアネットワークにより5Gの基地局を単独で動作させる方式）へ**順次移行**。
- **5G (SA方式) の導入に伴い、ネットワークの仮想化、スライシングの導入、クラウド等の他社設備利用の拡大等、公正な競争の確保に影響を与える環境変化の進展が想定**。
- 4Gでの接続形態である「L2接続」や「L3接続」については、5G (SA方式) では、「**L3接続相当**」は各MNOで開放済である一方、**MVNOの要望が強い「L2接続相当**」は事業者間協議中であるものの、MVNOへの**情報提供が少ない等の課題**。
- **5G (SA方式) の特徴**（スライシング等）を**生かしたサービス提供を可能とする接続形態**としては、①**ライトVMNO**（スライス卸／API開放）、②**フルVMNO**（RANシェアリング）の主に2つがあるが、**MNOによる提供時期が未定等の課題**。



※「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（令和2年2月）より引用

## 中継網

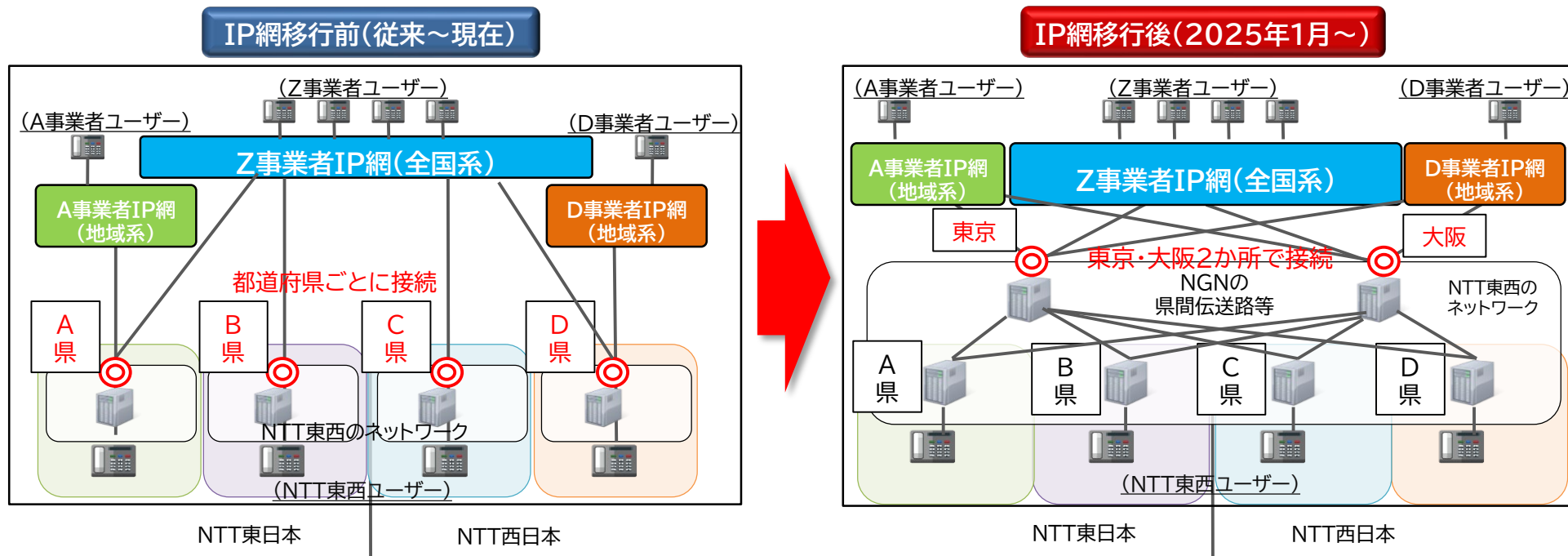
### ● PSTN（回線交換網）のIP網への移行

NTT東西は、中継交換機等の維持限界を踏まえ、**2025年1月までにPSTNをIP網に移行。**

### ● POI（相互接続点）の集約

IP網への移行に伴い、電話に係るPOIは、都道府県ごとから**2か所（東京・大阪）に集約。**

（県内通話も県間設備を経由）



## アクセス回線

- **メタル回線の縮退**：老朽化するメタル設備は**2035年頃を目途に縮退**せざるを得ない旨をNTTは表明。

1. 通信市場の現状	・ ・ ・ ・	3
<b>2. NTTの現状</b>	・ ・ ・ ・	<b>11</b>
3. 公正競争確保の枠組み	・ ・ ・ ・	17
(1) NTT法の枠組み	・ ・ ・ ・	19
(2) 電気通信事業法の枠組み	・ ・ ・ ・	26

NTT法  
適用

## NTT持株会社 (上場会社)

【株式政府保有比率】 33.33 % (2023年3月末現在)

剰余金処分認可

役員選解任の認可

定款変更認可

事業計画認可

等

【連結】売上高：13兆1,362億円 【NTT持株単体】売上高：1兆3,242億円  
人員数：338,650人 人員数：2,450人

全株保有義務

全株保有義務

100%出資

100%出資

### 地域通信事業

NTT法  
適用

NTT法  
適用

#### NTT東日本

#### NTT西日本

【連結】  
売上高：1兆7,022億円  
人員数：35,450人

【単体】  
売上高：1兆5,449億円  
人員数：4,950人

【連結】  
売上高：1兆5,016億円  
人員数：34,850人

【単体】  
売上高：1兆3,054億円  
人員数：1,450人

定款変更認可

事業計画認可

等

100%出資

### 総合ICT事業

#### NTTドコモ

- 移動体通信事業

【連結】売上高：6兆590億円  
人員数：47,150人  
【単体】売上高：4兆7,047億円  
人員数：7,900人

100%出資

#### NTTコミュニケーションズ

- 法人事業

売上高：1兆970億円  
人員数：9,300人

NTT法  
対象外

57.7%出資

### グローバル・ソリューション事業

#### NTTデータグループ

- 持株会社 (上場会社)

(参考) 旧エヌ・ティ・ティ・データ  
【連結】売上高：3兆4,902億円  
人員数：195,150人

100%出資

55%出資

45%出資

#### NTTデータ

- 国内事業 (情報システム業)

(参考)  
旧エヌ・ティ・ティ・データ  
【単体】  
売上高：1兆1,532億円  
人員数：12,700人

#### NTT Data, Inc.

- グローバル通信事業

100%出資

#### NTT Ltd.

- グローバル通信事業

※出資割合については発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合で記載（2023年3月末現在）。  
 ※人員数、売上高は2023年3月末現在（NTTコミュニケーションズの人員数は、2023年7月末現在）。  
 ※NTTドコモ単体及びNTTコミュニケーションズの人員数は出向受け入れ社員を含む。  
 ※NTTデータグループにおけるグローバル事業のガバナンス及び戦略策定、施策推進のために、2022年10月1日にNTTDATA, Inc.を設立。

# NTTグループの変遷

1985.4  
(電電公社民営化)



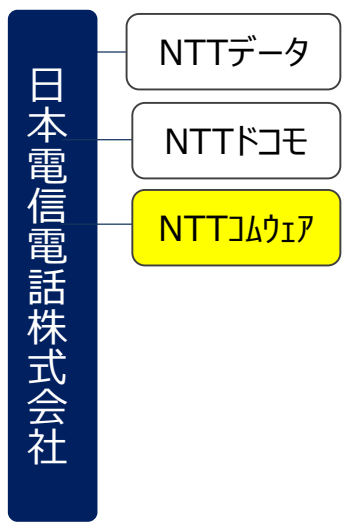
1988.7  
(NTTデータ分離)



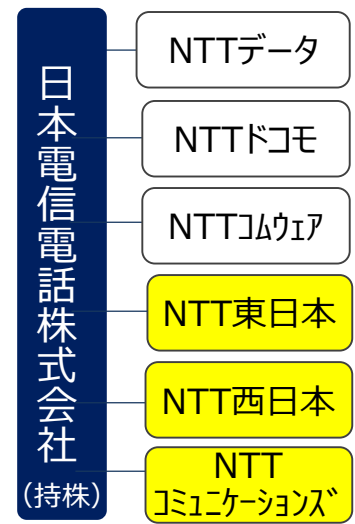
1992.7  
(NTTドコモ分離)



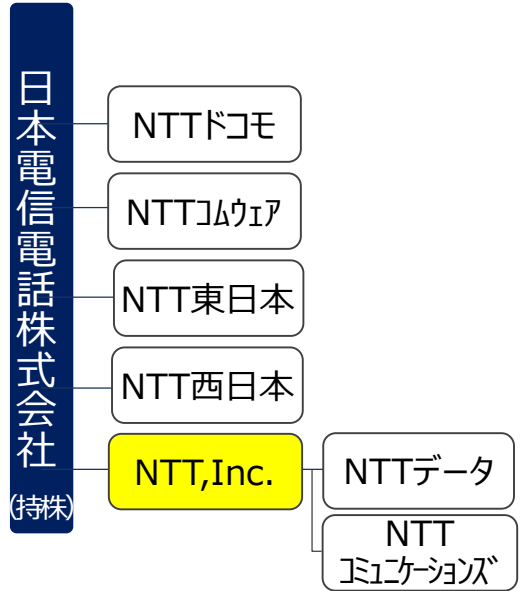
1997.9  
(NTTコムウェア分離)



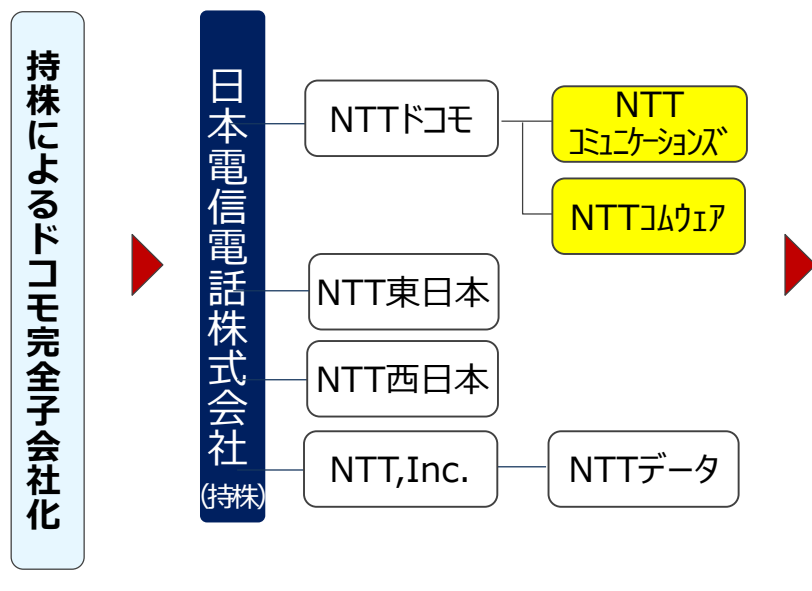
1999.7  
(NTT再編)



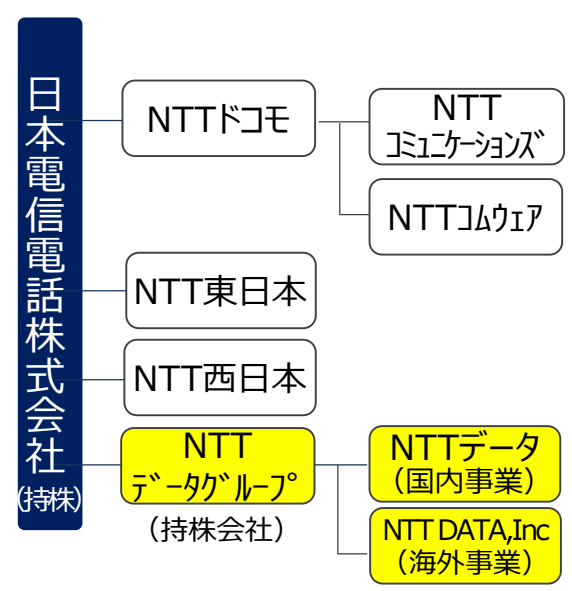
2018.11  
(グローバル持株会社NTT,Inc.の設立)



2020.12  
(NTTドコモによるコミュニケーションズ・コムウェア子会社化)

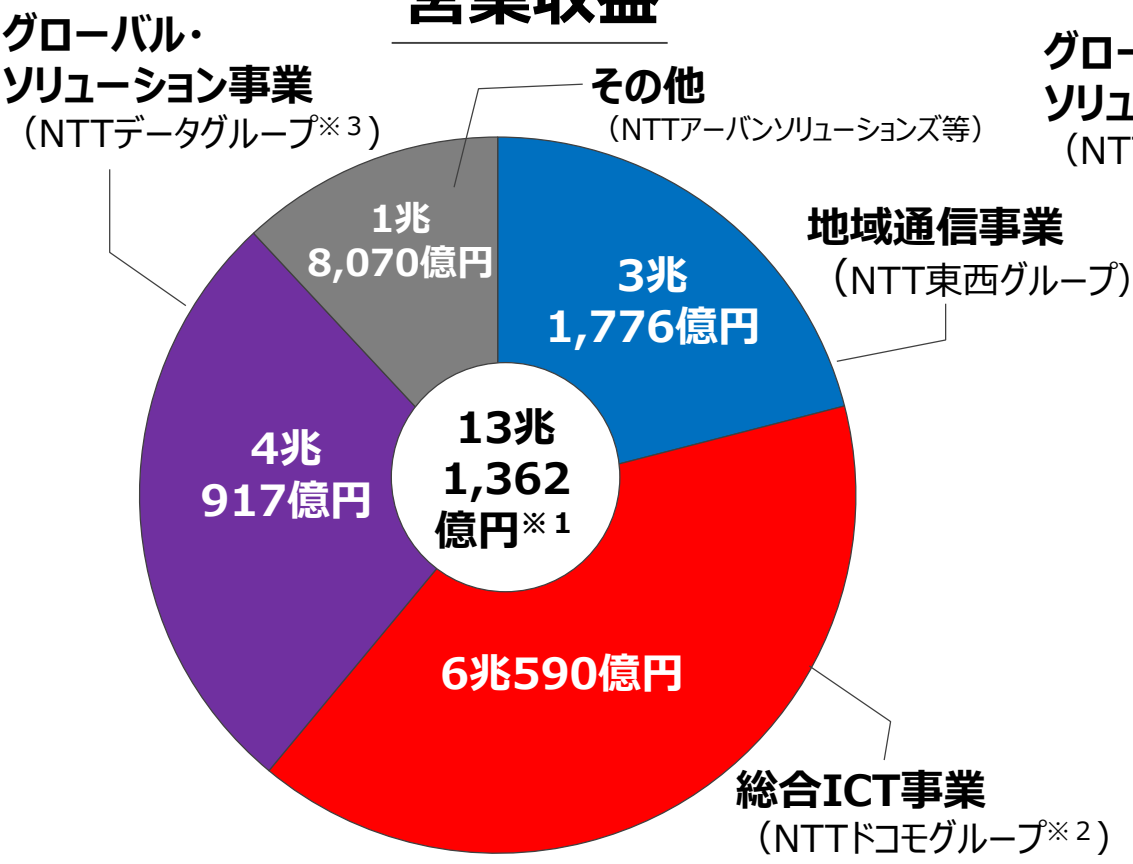


2023.7  
(NTTデータの海外事業等の再編)

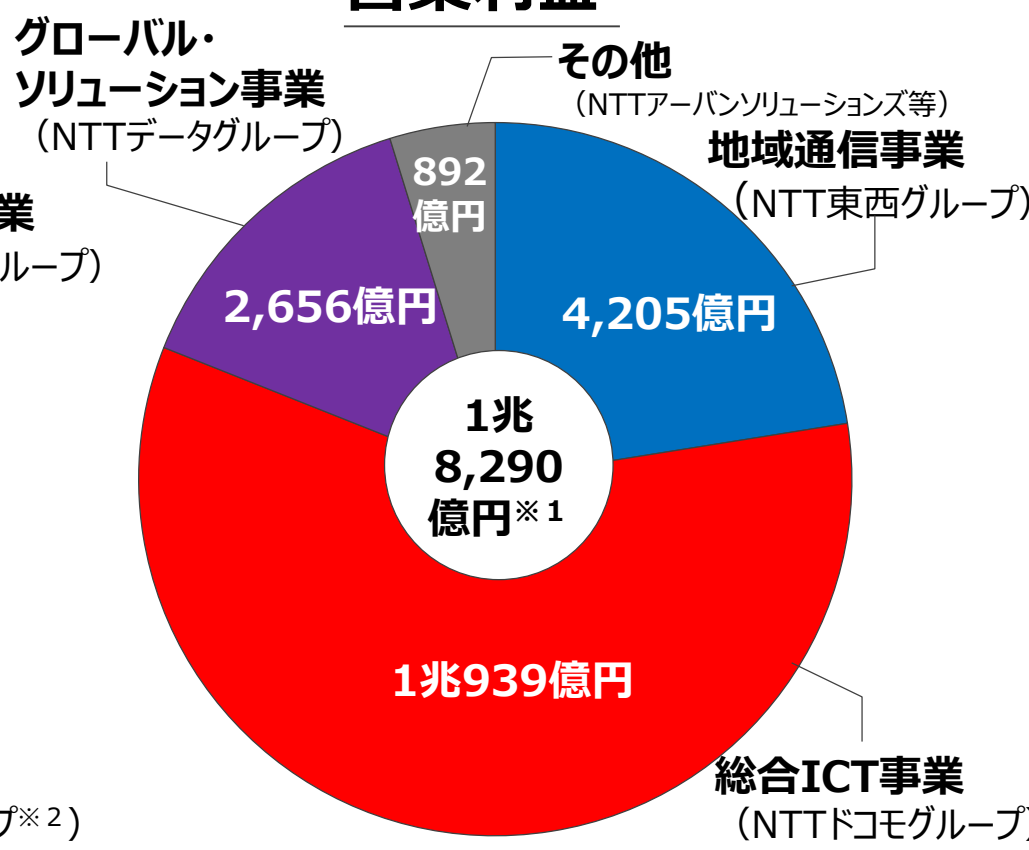


- 営業収益は、NTT連結で**13兆円超**。内訳は、「**地域通信事業**（NTT東西等）」で約**3兆円**、「**総合ICT事業**（NTTドコモ・コミュニケーションズ・コムウェア等）」と**グローバル・ソリューション事業**（NTTデータ等）」で約**10兆円**。
- 営業利益は、NTT連結で**1兆8,290億円**。内訳は、「**総合ICT事業**」が**1兆円超**であり、「**地域通信事業**」は**4,205億円**、「**グローバル・ソリューション事業**」は**2,656億円**。

## 営業収益



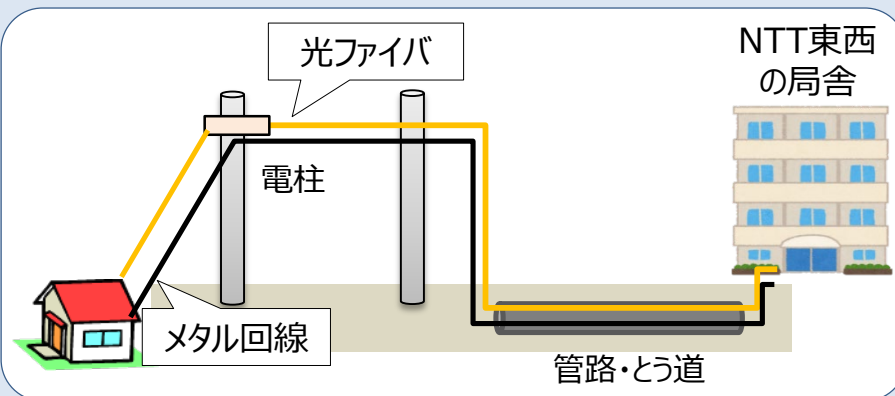
## 営業利益



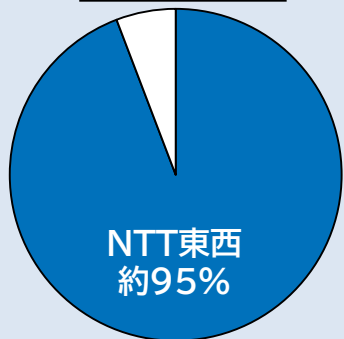
※1：NTT連結（IFRS（国際会計基準））。セグメント間の内部取引を消去した額であるため、各セグメントの額の合計値と一致しない。  
 ※2：NTTドコモ以外に、NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア等の数値が含まれる。（IFRS（国際会計基準））  
 ※3：NTTデータ以外に、NTT DATA, Inc.・NTT Limited等の数値が含まれる。（IFRS（国際会計基準））

- 固定通信回線の設置には、線路敷設基盤（電柱、管路・とう道等）が不可欠だが、**NTTは、電電公社から全国の線路敷設基盤を承継**。これを活用し、**固定通信回線の大宗はNTT東西が設置し、固定通信サービスの提供に不可欠な役割**。
- また、**NTT東西の光ファイバは、移動通信サービスでも、エントランス回線（「局舎～基地局」間の回線）として利用され、その提供に必須となる等、固定通信・移動通信の双方において公共的な役割を果たしている**。

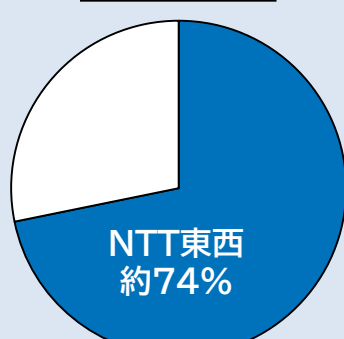
## 固定通信回線のシェア



メタル回線

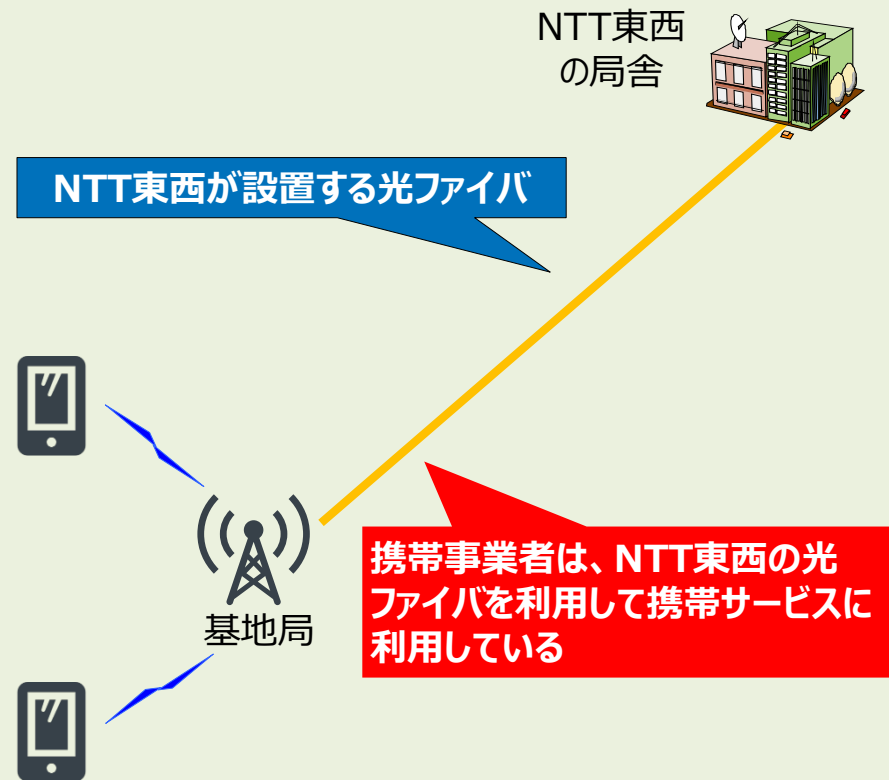


光ファイバ

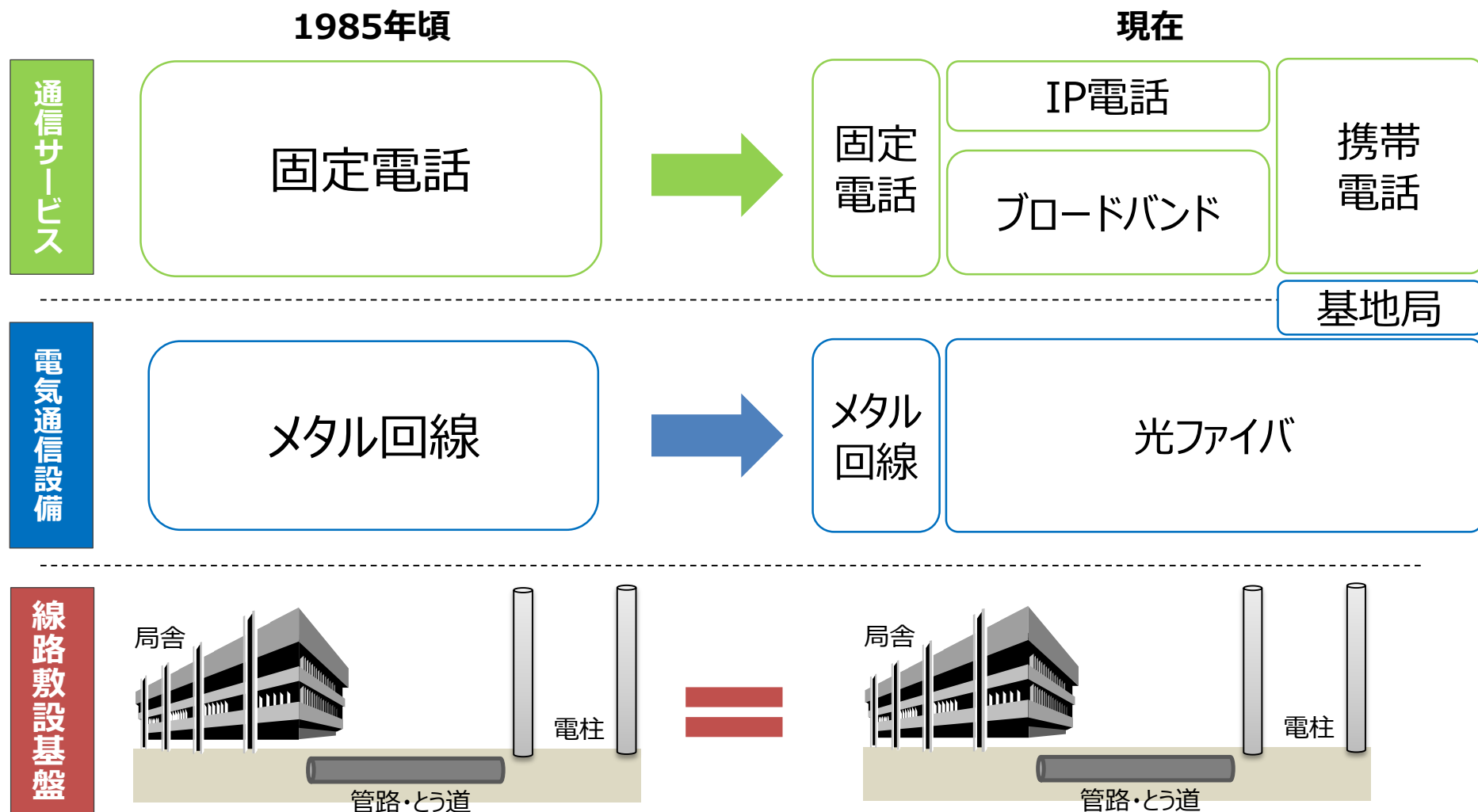


※ NTT東西の光ファイバを利用してサービス提供している事業者は800社超（ISP、ケーブルテレビ事業者等）

## 移動通信網を構成するNTT東西の光ファイバ



- 1985年当時は、固定電話やメタル回線が中心であったが、通信サービスでは、IP電話・ブロードバンドや携帯電話に、電気通信設備では、光ファイバや携帯網にその中心が変化している。
- このように、通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は、技術の進展等により変化する一方、電気通信設備の設置に必要な線路敷設基盤の不可欠性に変わりはないところである。





<b>1. 通信市場の現状</b>	・ ・ ・ ・	<b>3</b>
<b>2. NTTの現状</b>	・ ・ ・ ・	<b>11</b>
<b>3. 公正競争確保の枠組み</b>	・ ・ ・ ・	<b>17</b>
(1) NTT法の枠組み	・ ・ ・ ・	<b>19</b>
(2) 電気通信事業法の枠組み	・ ・ ・ ・	<b>26</b>

- **電気通信事業法**は、アクセス回線のボトルネック性等に着目して、**ネットワークの開放ルール等**（主に非構造的措置）を定める**業法**である。
- **NTT法**は、NTTの公益性や、**巨大性・独占性**に着目して、NTT持株・NTT東西の**業務範囲等**（主に構造的措置）を定める**特殊会社法**である。
- 通信分野では、**電気通信事業法とNTT法が両輪**となって、**公正な競争の確保**を図っている。

## 電気通信事業法

（主に非構造的措置）

### ① ネットワークの開放ルール※ 1

（接続約款の認可、卸電気通信役務の届出等）

### ② 禁止行為規制※ 2

（接続関連情報の目的外利用・提供の禁止等）

### ③ 機能分離等※ 1

（ボトルネック設備保有部門と他部門の分離等）

### ④ 合併等審査※ 1

（大規模事業者をグループ化する際は登録を更新）

## NTT法

（主に構造的措置）

### ① 業務範囲規制

- NTT東西を東西に地域分割
- NTT東西の本来業務を県内業務に限定
- 携帯電話事業等の公正競争の確保に支障のある業務を制限 等

### <分離・分割時の累次の公正競争条件>

- グループ間の各種取引条件等の公平性の確保
- グループ間の在籍出向及び役員兼任の禁止
- グループ内の共同資材調達への扱い 等

※ 1 回線/端末のシェアが高い事業者に対する規律

[固定通信] 加入者回線シェア50%超：NTT東西

[移動通信] 端末シェア10%超：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、UQコム、WCP

※ 2 固定通信は、※ 1に同じ。移動通信は、※ 1の事業者のうち収益シェア等を勘案して指定されたもの：NTTドコモ



1. 通信市場の現状	・ ・ ・ ・	3
2. NTTの現状	・ ・ ・ ・	11
3. 公正競争確保の枠組み	・ ・ ・ ・	17
(1) NTT法の枠組み	・ ・ ・ ・	19
(2) 電気通信事業法の枠組み	・ ・ ・ ・	26

※本WGの論点

## 業務

- NTT持株・NTT東西について、NTT法の目的達成のため、業務範囲を規定。
  - ・ (持株) **本来業務** (NTT東西の株式の総数保有・株主権の行使、地域会社に対する助言・あっせん等、基盤的技術の研究、附帯業務)、**目的達成業務**※1
  - ・ (東西) **本来業務** (目的業務区域内の地域電気通信業務 (同一県内の通信を媒介する業務) ※2、附帯業務)、**目的業務区域外の地域電気通信業務**※1,※2、**目的達成業務**※1、**活用業務**※1

※1 事前届出制 ※2 原則として、自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない (自己設置要件)。

## 責務

- NTT持株・NTT東西について、適正かつ効率的な経営への配意に加え、以下2点の責務あり。
  - ・ 電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保
  - ・ 電気通信技術に関する研究の推進及び成果の普及

## 担保措置

- NTT持株・NTT東西の事業の遂行や責務の履行のため、NTT法上、以下の担保措置を規定。
  - ・ **株式保有義務**：政府によるNTT持株の1/3以上、NTT持株によるNTT東西の総数
  - ・ **新株募集等**：総務大臣の認可
  - ・ **外資等規制**：外国人等の議決権割合は1/3未満(NTT持株のみ)、外国人取締役等の禁止
  - ・ **取締役等の選解任**：総務大臣の認可 (NTT持株のみ)
  - ・ **定款変更・合併等・剰余金処分**：総務大臣の認可 (NTT東西の剰余金処分は除く)
  - ・ **事業計画**：総務大臣の認可
  - ・ **財務諸表**：総務大臣への提出
  - ・ **重要な電気通信設備の譲渡等**：総務大臣の認可 (NTT東西のみ)

- NTT東西の業務は、「①**本来業務**（目的業務区域内の地域電気通信業務）」「②**活用業務**」「③**目的達成業務**」「④**目的業務区域外の地域電気通信業務**」の4種類。移動通信事業やISP事業、放送事業等は認められていない。
- **地域電気通信業務**は、一定の場合を除き、自ら設置する電気通信設備を用いて行うことが必要（**自己設置要件**）。

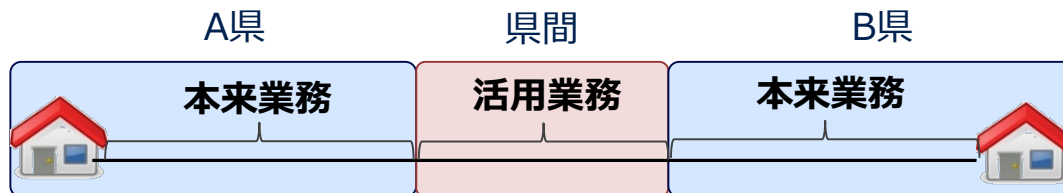
## ① **本来業務（自己設置要件）**（メタル電話、ひかり電話、FTTH、光回線等の接続・提供業務（モバイルのエントランス回線の提供）等）

- 目的業務区域内※の**地域電気通信業務（同一県内の通信を媒介する業務）**。自己設備での実施が必要。なお、**県間をまたがる業務（FTTH等）**は、「②**活用業務**」を組み合わせる実施。

※ NTT東日本の場合における東日本地域、NTT西日本における西日本地域

## ② **活用業務（事前届出制）**（NGNを利用したフレッツサービスの県間役務、サーバを利用したアプリケーションサービス等）

- 本来業務のための**設備・技術・職員を活用して行う電気通信業務その他の業務**。
- **事前届出要**。「**本来業務の円滑な遂行**」と「**電気通信事業の公正競争の確保**」に支障のない範囲で実施可。



## ③ **目的達成業務（事前届出制）**（他の電気通信事業者の商品の販売・取次、他社料金の回収代行等）

- **NTT東西の目的**（地域電気通信事業を経営すること）を**達成するために必要な業務**。**事前届出要**。

## ④ **目的業務区域外の地域電気通信業務（事前届出制・自己設置要件）**（実績なし）

- NTT東日本であれば、西日本地域で行う**地域電気通信業務**。**事前届出**をした上で**自己設備での実施**が必要。

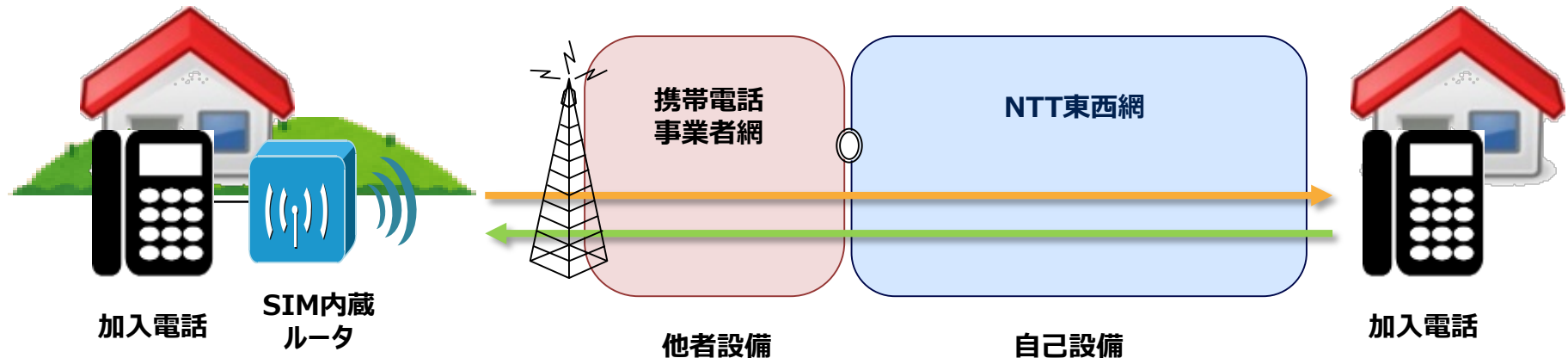
- 電気通信事業は、主に「線路敷設基盤」の上に設置された「電気通信設備」を用いて「電気通信役務」を提供する事業。
- NTT法では、「電気通信役務」には「業務範囲」に関する規律を設け、「電気通信設備」には「自己設置要件」及び「重要設備の譲渡等の認可」の規律を設ける一方、「線路敷設基盤」に関する規律を設けていない。

## 自己設置要件

**原則** 地域電気通信業務は、自己設備を用いて行わなければならない。

**例外** 電話の役務提供の確保に必要がある場合に、総務大臣の認可により、他者設備を用いることができる。

(NTT法第3条のあまねく提供責務の対象)



## 重要設備の譲渡等の認可

- 電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備の譲渡等は、総務大臣の認可が必要。

※ 線路敷設基盤（電柱、管路・とう道等）は、工作物であり、電気通信設備に該当しない。

- NTT持株の業務は、「①**本来業務**」、「②**目的達成業務**」。
- ①・②**以外の業務を行うことは認められていない。**

## ① **本来業務**

- NTT東西の**株式の引き受け・保有、株主権行使**
- NTT東西に対する必要な**助言、あっせん**その他の援助
- **基盤的技術の研究**

## ② **目的達成業務（事前届出制）**

- **NTT持株の目的※を達成するために必要な業務。事前届出要。**

※ NTT東西が発行する株式の総数を保有し、NTT東西による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること及び電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと

- NTTグループの主要会社の設立時には、NTTの巨大性・独占性等を踏まえ、**公正競争条件を課して**おり、大別すると、以下の7つの条件に整理できる。

**01** NTT東西による**ネットワークの公平な提供** (NTT東西による「NTTドコモ、NTTコム、NTTデータ」への提供)

**02** **各種取引条件等の公平性の確保** (「NTT持株又はNTT東西」と「NTTドコモ又はNTTデータ」との取引条件等)

**03** **在籍出向及び役員兼任の禁止** (「NTT持株又はNTT東西」と「NTTドコモ、NTTデータグループ又はNTTデータ」間、「NTT東西」と「NTTコム」間の在籍出向、「NTT東西」と「NTTドコモ又はNTTコム」との役員兼任)

**04** **独立した営業部門の設置** (NTT東西とNTTコム間)

**05** **顧客情報その他の情報の公平な提供** (NTT東西とNTTコム間)

**06** **共同資材調達**の扱い (「NTT持株、NTT東日本又はNTT西日本」と「NTTコム、NTTドコモ、NTTデータ又はNTTコムウェア」間の共同調達)

**07** **研究開発成果の公平な開示等** (「NTT持株又はNTT東西」による「NTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェア」への開示)



## 1988 (S63) 年 データ通信事業の分離

データ通信事業の分離について (S63年4月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTによる新会社への回線提供の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保
- ◆ NTT・新会社の共同調達禁止

## 1992 (H4) 年 移動体事業の分離

日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について (H4年4月郵政省報道発表)

- ◆ 可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

## 1997 (H9) 年 ソフトウェア関連業務の事業化・分離

ソフトウェア関連業務の事業化について (H9年3月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆ NTTによる新会社との取引の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

## 1999 (H11) 年 持株会社、地域会社及び長距離会社への再編成

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針 (H9年12月郵政省告示)

- ◆ 地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止
- ◆ 持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施
- ◆ 持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達の禁止
- ◆ 地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同等性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保
- ◆ 持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保

1. 通信市場の現状	・ ・ ・ ・	3
2. NTTの現状	・ ・ ・ ・	11
3. 公正競争確保の枠組み	・ ・ ・ ・	17
(1) NTT法の枠組み	・ ・ ・ ・	19
(2) 電気通信事業法の枠組み	・ ・ ・ ・	26

- 電気通信事業法では、**回線／端末シェアの高い事業者**（一種指定事業者及び二種指定事業者）に対して、「①ネットワークの開放ルール」、「②禁止行為」、「③機能分離等」、「④合併等審査」の規律が定められている。
- 「**接続制度**」、「**禁止行為**」、「**機能分離等**」については、移動通信より**固定通信に関する規律が強い**。

		固定通信（一種指定事業者）	移動通信（二種指定事業者）
		50%超の加入者回線シェア (NTT東西)	10%超の端末シェア (NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、UQコム、WCP)
①ネットワークの開放ルール	接続制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続約款の「認可」</li> <li>アンバンドル義務</li> <li>接続料水準の規制（適正原価＋適正利潤）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続約款の「届出」</li> <li>同左</li> <li>同左 等</li> </ul>
	卸役務	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸役務の種類等の届出</li> <li>特定卸電気通信役務（適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外の卸役務）の提供義務 等</li> </ul>	
線路敷設基盤の開放ルール		<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">※公正競争に関する規律はないものの、ガイドラインによって公平性等を規定</p>	
②禁止行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>接続関連情報の目的外利用</li> <li>特定の電気通信事業者に対する不当に差別的な取扱い</li> <li>製造業者や販売業者等への不当な規律・干渉</li> <li>特定関係事業者の役員との兼任</li> <li>土地利用・業務受託等について特定関係事業者に比して不利な取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>グループ内事業者に対する不当に優先的な取扱い</li> </ul> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     「禁止行為」は、二種指定事業者のうち、収益シェアの高い者が対象（NTTドコモ）                 </div>
③機能分離等		<ul style="list-style-type: none"> <li>ボトルネック設備部門（設備部門等）と他部門（営業部門等）との間のファイアウォールの整備</li> <li>業務委託先の子会社の監督</li> </ul>	なし
④合併等審査		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定関係法人（グループ会社）以外の大規模事業者と合併等をする場合は、登録の更新</li> </ul>	

- 他事業者のネットワークの利用方法としては、「**接続**」と「**卸役務**」の二形態が存在。
- **接続制度**については、**一種指定事業者**（固定通信）と**二種指定事業者**（移動通信）の間で、主に以下の差異。
  - ・ **接続約款規制**： 一種指定事業者が「**認可制**」であるのに対し、二種指定事業者は「**届出制**」
  - ・ **接続関連情報の目的外利用・提供の禁止**： 二種指定事業者は、**収益シェアの高い者のみ**が対象
- **卸役務**は、創意工夫による高度で多様なサービスの提供を可能とするため**相対契約が基本**。これに起因し、卸役務には、接続制度と異なり、**約款規制、貸出料金規制、情報の目的外利用・提供の禁止は設けられていない**。

	接続		卸電気通信役務
【主な規制】	一種指定事業者（固定通信）	二種指定事業者（移動通信）	一種・二種指定事業者
約款規制	○ (接続約款の認可)	○ (接続約款の届出)	× (卸役務の種類等の届出)
貸出料金 規制	○ (適正原価 + 適正利潤)	○ (適正原価 + 適正利潤)	× (相対で料金設定)
情報の目的 外利用・提供 の禁止	○	収益シェアの高い者 ○ その他の者 ×	×

- 電気通信事業法では、**認定を受けた電気通信事業者**について、**線路等の設置のための土地等の使用权（公益事業特権）に係る協議**に関する規律を設けている。
- 協議に関する認可・裁定の運用基準として、「**公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン**」を策定。
- この**ガイドライン**では、電柱・管路等の**貸与申込手続**や**貸与拒否事由**等を規定。

※ このほか、NTT東西においては、接続関連の規律として、一種指定設備との接続に必要な電柱等の使用に関する条件を接続約款に定めることとされている。

## 土地等の使用の円滑化に関する枠組み

電気通信事業の**認定**

土地等の使用权の設定に関する協議についての**認可**

土地等の使用权の設定に関する**協議**  
※協議不調・不能の場合は**裁定**

土地等の使用权の設定、土地等の使用

## 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン

【主な内容】

- ・ 電柱・管路等の貸与申込手続
- ・ 貸与拒否事由
- ・ 貸与期間
- ・ 貸与の対価

- 電気通信事業法では、**シェアが高く市場支配力を有する事業者**（市場支配的事業者）**に対し**、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、**不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化してあらかじめ禁止**。
- 接続関連情報の目的外利用・提供の禁止は共通しているが、**移動通信は、以下の点で固定通信よりも規律が弱い**。
  - ・「**不当に優先的な取扱いの禁止**」の対象が、**グループ内の特定事業者に限定**
  - ・**製造業者等**に関する禁止行為、**役員の兼任禁止**、**土地・建物の利用等**に関する禁止行為は**設けられていない**

## 一種指定事業者 (NTT東西)

接続関連情報の**目的外利用・提供**

電気通信業務に関する**不当な差別的取扱い**

**製造業者・販売業者等**の業務に対する  
**不当な規律・干渉**

特定関係事業者<sup>※1</sup>との**役員兼任**

**土地・建物の利用、業務の受託等**に関する  
特定関係事業者と比して**不当な取扱い**

## 二種指定事業者のうち収益シェアの高い者 (NTTドコモ)

同左

**グループ内の特定の事業者<sup>※2</sup>**に対する  
電気通信業務に関する**不当に優先的な取扱い**

※1 子会社、親会社、兄弟会社等であって、総務大臣が指定するもの  
(NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ)

※2 子会社、親会社、兄弟会社等であって、総務大臣が指定するもの  
(NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTデータ等)

# 機能分離等

- 一種指定事業者（NTT東西）のボトルネック設備へのアクセスについて他事業者との同等性の確保を徹底させるため、「**設備部門**」と「**他部門**」との間の**ファイアウォールを強化するための体制整備（機能分離）**を義務付け。
- また、一種指定事業者に課されている禁止行為が行われないように、一種指定事業者が業務を子会社に委託する場合には、その**子会社に対する必要かつ適切な監督**を義務付け。

## [ 体制整備（機能分離） ]



ファイアウォール

- ・ ボトルネック設備保有部門と他部門の分離
- ・ 接続情報の管理責任者の設置
- ・ 接続業務を監視する部門の設置
- ・ 社内規程の整備、役職員への研修の徹底 等

- 一種・二種指定事業者又はその特定関係法人（グループ会社）が、グループ外の大規模事業者（一種・二種指定事業者を含む特定電気通信設備設置者）をグループ化（合併や株式の取得による子会社化等）する場合、その一種・二種指定事業者に対し、電気通信事業の登録の更新を義務付けて、公正競争の確保に問題ないかどうか等を審査。
- なお、既に同一グループ内にある会社間の合併や株式取得等は、登録の更新の対象外。

## ① 一種・二種指定事業者のグループ

一種・二種指定事業者  
又は  
その特定関係法人  
(いわゆるグループ会社)

①が②を  
グループ化  
(合併、株式取得に  
よる子会社化等)  
する場合



登録の更新が  
必要



## ② グループ外の大規模事業者 (特定電気通信設備設置者)

[固定通信]  
アクセス回線シェア10%超の者  
(NTT東西、オプテージ 等)

[移動通信]  
端末シェア3%超の者  
(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、  
ソフトバンク、UQコム、WCP)

公正競争の確保に問題ないかどうか等を審査



# 電気通信事業に係る参入・退出規制

- 1985年の通信自由化において電気通信事業に競争原理が導入され、現在、**電気通信事業の参入・退出は、登録/届出によって可能**となっている。
- 電気通信事業を営むに当たり、電気通信設備の設置/非設置の別、業務区域の範囲も、**変更登録/変更届出**によって可能となっている。

【登録事業者339者、届出事業者24,909者。計25,248者（R5.12.31）】

## サービス提供

**参入**

**退出**

**登録**

固定電話事業者、携帯電話事業者、  
光回線事業者、衛星通信事業者等

〔一定規模を超える電気通信回線設備を  
設置する場合〕

**届出**

ISP、MVNO、電子メール事業者等

〔電気通信回線設備を設置しない場合  
一定規模を超えない電気通信回線設備を設置する場合〕



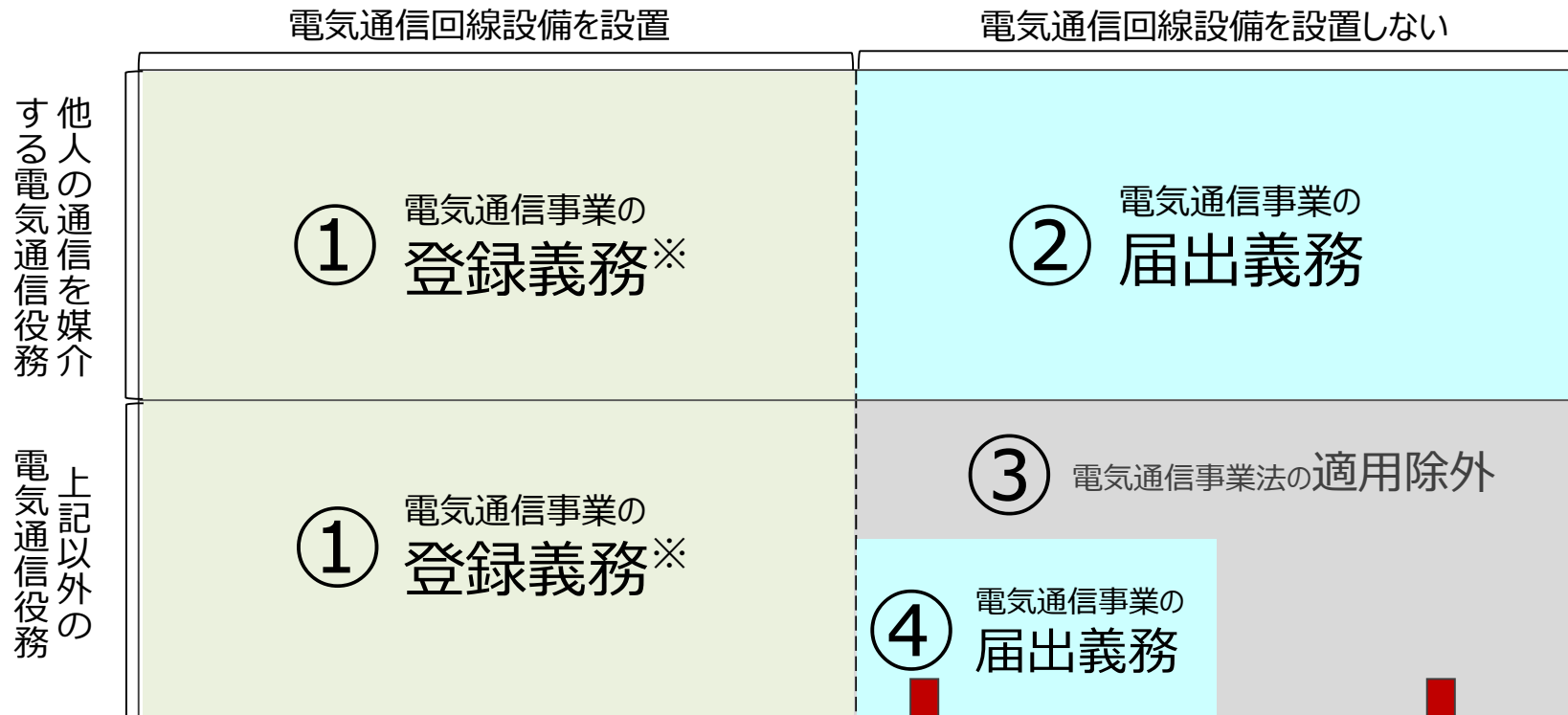
**利用者  
周知**

休廃止するサービス  
の内容、休廃止期日等

〔影響が大きい休廃止については、  
事前届出も必要〕

**事後届出**

- 電気通信事業法は、「回線設備」の設置や「媒介行為」の有無に応じて、電気通信事業を4種類に分けた上で、電気通信事業法の適用の有無や参入時の登録制・届出制の別を規定。具体的には、
  - ① 回線設備を設置する者：電気通信事業法の適用対象とした上で、参入時は登録制※
  - ② 回線設備を設置しない者（媒介あり）：電気通信事業法の適用対象とした上で、参入時は届出制
  - ③ 回線設備を設置しない者（媒介なし）：「④一部（参入時は届出制）」を除き、電気通信事業法の適用対象外



※設置する回線設備が一定規模を超えない場合は届出義務

詳細：次頁参照

オンラインショッピングモール、各種情報のオンライン提供 等

- インターネットの発展等に伴い、従来、電気通信事業法の適用対象外とされてきた「回線設備非設置」かつ「媒介以外」のサービスについて、社会的影響力が大きいサービスが生じてきたため、順次、電気通信事業法の対象に追加。
- また、上記サービスの提供者を含め、その適用対象には外国法人等が多く存在。2020年法改正により、国内の代表者・代理人の指定義務や法令違反等を行った者の公表制度を設け、外国法人等に対する法執行の実効性を強化。

[「回線設備非設置」かつ「媒介以外」の電気通信役務への電気通信事業法の適用]

## 1984年（法制定時）

## 2015年法改正

## 2022年法改正

規律の適用対象
なし



規律の適用対象
①ドメイン名電気通信役務

※ インターネットの URLやメールアドレスのドメイン名に対応するIPアドレスについて、問い合わせを受けたら回答するサービス



規律の適用対象
①ドメイン名電気通信役務
②検索情報電気通信役務 (利用者数1,000万以上の検索サービス)
③媒介相当電気通信役務 (利用者数1,000万以上のSNS等)



提供事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社日本レジストリサービス (JPRS)</li> <li>・GMOドメインレジストリ株式会社 等</li> </ul>



種類	指定事業者
②検索情報電気通信役務 (検索サービス)	マイクロソフト・コーポレーション
	Google LLC
	LINEヤフー株式会社
③媒介相当電気通信役務 (SNS等)	Google LLC
	LINEヤフー株式会社
	Meta Platforms, Inc.
	Tiktok Pte. Ltd.
	X Corp.